

令和4年4月28日

各関係機関長及び関係各位

九州大学超顕微解析研究センター長
村上 恭和

九州大学 超顕微解析研究センター 学術研究員 または テクニカルスタッフ 公募

1. 募集人員 学術研究員 または テクニカルスタッフ 1名
2. 業務内容 学術研究員：研究
テクニカルスタッフ：研究支援
3. 所属 九州大学 超顕微解析研究センター
4. 研究分野 先端電子顕微鏡設備を用いた共同利用の推進。共同利用の拡充・機能強化の観点から、新たな分析・解析手法の開発、マテリアル研究に対する応用事例の蓄積、電子顕微鏡データの利活用など、研究開発の業務に関与頂く場合もあります。電子顕微鏡の経験者に限らず、意欲のある未経験者の応募も歓迎します。
5. 応募資格 学術研究員：博士の学位を有するか（取得見込みも含む）、それと同等の能力を有する方。
テクニカルスタッフ：学士の学位を有するか（取得見込みも含む）、それと同等の能力を有する方。
6. 着任時期 採用決定後できるだけ早い時期
7. 雇用期間 任期あり（有期契約職員：毎年度雇用契約を更新する形態となります）。試用期間なし。雇用期間は、原則として、採用時期から5年間とします。
8. 勤務形態 学術研究員：専門業務型裁量労働制により7時間45分働いたものとみなされます。
テクニカルスタッフ：1日7時間45分勤務です。
9. 提出書類 学術研究員として応募する場合は(1)～(6)を全て提出して下さい。
テクニカルスタッフとして応募する場合は(1)～(4)、(6)を提出して下さい。
(1) 履歴書（写真貼付のうえ学歴、職歴、資格を記載。連絡先とE-mailを明記）
(2) 研究業績（学術論文、解説、著書、特許等、受賞、その他に分類）
(3) 諸活動実績（所属組織や学協会での活動歴があれば記入）
(4) これまでの研究と今後の計画・抱負（図・表を含むA4用紙2枚以内）
(5) 代表的な論文の別刷り（3編以内）
(6) 応募者について意見を伺える方1名の氏名、所属、連絡先、E-mail
10. 公募締切 令和4年7月29日（金）必着（適任者が見つかれば次第公募を終了します）
11. 選考方法 書類による一次審査の後、面接（プレゼンテーションを含む）による二次審査を実施します（旅費の支給はありません）。なお、面接はオンラインで実施する場合があります。
12. 応募に関わる書類の提出方法、および問い合わせ先
下記の(1)と(2)、いずれかの方法でご提出下さい。
(1) 郵送する場合
上記の提出書類1式と、そのPDFファイル（CDに保存）を入れた封筒に「超顕微解析研究センター 応募書類在中」と朱書し、下記まで簡易書留で送付下さい。
〒819-0395 福岡市西区元岡744
九州大学 超顕微解析研究センター 教授 村上 恭和
電話：092-802-3497、FAX：092-802-3497

(2) 電子ファイルで送付する場合

下記のメールアドレス宛に、件名を「超顕微解析研究センター 応募」としてご連絡下さい。折り返し、ファイル共有フォルダの URL をご連絡致しますので、提出書類 1 式 (PDF ファイル) をアップロードして下さい。

E-mail : murakami.yasukazu.227@m.kyushu-u.ac.jp

応募に関する問い合わせも上記の電話番号、メールアドレスにて承ります。

※応募書類は返却致しませんので、予めご了承下さい。

1 3. 労働条件

(1) 就業場所：九州大学 超顕微解析研究センター (福岡市西区元岡 744)

(2) 休日：土日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

(3) 賃金：本学の関係規程により決定します。

(4) 手当：通勤手当 (交通機関の交通費、車等の使用距離等により支給) (最高月 55,000 円)

(5) 加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

(6) 受動喫煙防止措置の状況：敷地内全面禁煙

1 4. 備 考

(1) 所属部局等については、以下のホームページをご参照下さい。

超顕微解析研究センター <https://www.hvem.kyushu-u.ac.jp/>

大学院工学研究院エネルギー量子工学部門 (村上・麻生研究グループ)

<http://www.qpn.kyushu-u.ac.jp/>

(2) 提出書類に含まれる個人情報、選考及び採用以外の目的には使用いたしません。

(3) 九州大学では、男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号) の精神に則り、教員の選考を行っています (男女共同参画推進室 <http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/>)。

(4) 九州大学では「障害基本法 (昭和 45 年法律第 84 号)」、「障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)」の趣旨に則り、教員の選考を行います。